

平成30年6月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

平成30年6月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 平成30年6月4日（月）午後3時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第15号 平成29年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について
議案第16号 市川市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第17号 市川市博物館協議会委員の解任及び任命について
議案第18号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
議案第19号 市川市少年補導員の委嘱について
 - 5 報告第12号 平成30年度市川市一般会計補正予算（第1号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について
報告第13号 市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第14号 平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第15号 平成29年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について
議案第16号 市川市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第17号 市川市博物館協議会委員の解任及び任命について
議案第18号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
議案第19号 市川市少年補導員の委嘱について
 - 2 報告第12号 平成30年度市川市一般会計補正予算（第1号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について
報告第13号 市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

る基準を定める条例の一部改正に関する臨時代理の報告について

報告第14号 平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任に関する臨時代理の報告について

- 3 その他 (1) 平成30年度における教科書展示会について
(2) 平成30年度市川市奨学生応募・決定の状況について

5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	平田	信江
委員	島田	由紀子
委員	大高	究
委員	山元	幸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松下	大海
生涯学習部長	佐野	滋人
生涯学習部次長	松尾	順子
学校教育部長	井上	栄
学校教育部次長	小倉	貴志
教育総務課長	根本	泰雄
教育施設課長	湯本	明男
青少年育成課長	野村	良二
社会教育課長	関上	亨
中央図書館副参事	大里	宗行
考古博物館長	杉山	元明
義務教育課長	吉野	和雅
学校安全安心対策担当室長	鈴木	孝弘
就学支援課長	六郷	真紀子
学校地域連携推進課長	堀江	智
教育センター所長	早川	淳子

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	山村 雅彦
〃	副主幹	須志原 みゆき
〃	副主幹	西村 直
〃	主 任	鈴木 庸代
〃	主 任	大島 裕美
〃	主 任	加澤 俊

○教育長

ただいまから、平成30年6月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案5件、報告3件、その他2件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、報告第14号「平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任に関する臨時代理の報告について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、採択業務が完了する8月31日まで、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、非公開の審議については、本日の案件が、すべて終了してから行います。それでは「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田信江委員、島田由紀子委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、よろしくお願ひいたします。

○平田史郎委員

それでは、「議案」に入ります。議案第15号「平成29年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。議案第15号「平成29年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について」、ご説明いたします。議事日程の1ページをご覧ください。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、平成29年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する必要があるため、提案するものです。この点検・評価は、5月14日に市川市教育振興審議会に諮問し、5月21日に答申されました。これを踏まえ、点検・評価報告書(案)を作成したものです。審議会の答申についてご説明します。「別冊1 点検・評価報告書(案)」の84ページをお願いいたします。構成は、1ページ目は諮問に対する「答申」、2ページ目は「審議経過」、3ページ目は「答申理由」、4ページ目は「今後の施策の推進に関する提言」となっ

おります。次に内容についてご説明します。84ページをご覧ください。審議会における調査審議の結果です。教育委員会の点検・評価は妥当であるとしたうえで、「施策1-2-1 確かな学力を育成する取り組みの推進」、及び、「施策1-4-2 情報教育の推進」については、参考となるデータの提示を求め、また「成果指標で捉えた課題への対応の表し方の工夫」について留意事項が付されております。86ページ、「2 答申理由」の(1)の①、「施策1-2-1 確かな学力を育成する取り組みの推進」につきまして、「当該施策の点検・評価に当たっては、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえる必要がある。したがって、これに係る、国や県、市の結果の記載を加えることが適当である。」とのご意見をいただきました。これを踏まえ、16ページをお願いします。「3. 対応」の下に、当該データ等を追加しました。また、86ページにお戻りください。②「施策1-4-2 情報教育の推進」につきまして、「本市の情報教育をより一層推進するため、当該施策の評価に当たっては、ハード面の整備状況を踏まえたうえで成果指標を捉える必要がある。したがって、パソコンやプロジェクター等、ハード面の整備状況についての記載を加えることが適当である。」とのご意見をいただきました。これを踏まえ、23ページをお願いします。3. 対応」の下に、教育ICT機器の整備状況を追加しました。86ページをご覧ください。「(2)点検及び評価の結果に関する報告書の記載への配慮」です。「公表することとなる点検・評価報告書の内容を市民に正確に伝えるため、特に、「施策2-2-2 学校間の連携の推進」「施策2-3-1 地域を支える人材の育成と地域活動を支援するシステムの充実」「施策3-2-1 特別支援教育の推進」については、成果指標で捉えた課題への対応の表し方を工夫するよう留意されたい。」とのご意見をいただきました。このため、これら施策の対応欄の見直しを行いました。41ページをお願いします。「施策2-2-2 学校間の連携の推進」につきましては、「3. 対応」の2段落目を追記しました。「アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムを契機に、相互の教育課程に幼児教育・児童の交流等を位置付けて毎年同じように実施できるように支援する。」とし、用語の説明も追加しました。次に、47ページをお願いします。「施策2-3-1 地域を支える人材の育成と地域活動を支援するシステムの充実」につきましては、重点事業として、45ページに、「コミュニティサポート事業」を掲げており、この事業はコミュニティ・スクールへ発展していくものです。このように、この施策はコミュニティ・スクールと関連があるため、「3. 対応」の3段落目を追加しました。次に、58ページをお願いします。「施策3-2-1 特別支援教育の推進」は、「3. 対応」の2段落目に、市川スマイルプランの活用についてを追加しました。最後に、87ページをご覧ください。今後の施策の推進に関する提言が2点ありました。(1)は施策全体を通して成果指標について、そして、(2)は子どもの安全・安心に関する提言です。以上、審議会の答申を踏まえ、報告書(案)を作成しました。最後に、今後の予定です。本日、本案のご承

認をいただけましたら、6月中に、点検・評価報告書を議会に提出するとともに、本市ホームページに掲載し、公表する予定です。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、この点検・評価報告書（案）については、あとで目を通させていただくということでもよろしいでしょうか。今、ご説明いただいた中で質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、議案第15号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第16号「市川市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○社会教育課長

はい、社会教育課長です。議案第16号「市川市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明いたします。議事日程の2ページをご覧ください。公民館運営審議会は公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議するもので、社会教育法第29条に規定されております。本案は、市川市公民館の設置及び管理に関する条例第13条の規定に基づき、平成30年3月31日をもって早川清委員が退職となったことから、同委員の解嘱と新任の委員の委嘱を提案させていただくものです。新任となる委員の任期につきましては、平成30年6月5日から平成31年6月5日までとなります。委員の構成につきましては、4ページをご参照ください。「市川市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」の説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、議案第16号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第17号「市川市博物館協議会委員の解任及び任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○考古博物館長

はい、考古博物館長です。議案第17号「市川市博物館協議会委員の解任及び任命について」説明させていただきます。議事日程5ページをご覧ください。

提案理由でございますが、辞任願いを提出した委員を解任するとともに、市川市立博物館の設置及び管理に関する条例第10条の規定に基づき、新たに委員を任命する必要がございます。続いて、6ページの「市川市博物館協議会解任委員・任命委員一覧」をご覧ください。任期途中の解任及び任命であるため、解任する前任者の所属・役職と同等の地位にあるものを任命するものでございます。新たに任命する委員の任期については、平成30年6月5日から前任者の残任期間の平成31年7月4日までとなります。続いて、7ページに新任委員を含めました15名で構成する市川市博物館協議会委員名簿（案）をお示ししております。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、議案第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第18号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課長

はい、学校地域連携推進課長です。議案第18号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」ご説明いたします。議事日程の8ページから11ページをご覧ください。本案は、稲荷木小学校で辞任の申し出のありました委員につきまして、解任の提案をさせていただき、それに合わせ、新たに委員として任命をする必要があることから提案をさせていただくものです。また、未決定であった福栄中学校の委員候補者が決定したことにより提案をさせていただくものです。以上、「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」ご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、議案第18号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第19号「市川市少年補導員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

はい、教育センター所長です。議案第19号市川市少年補導員の委嘱について、ご説明いたします。議事日程12ページから20ページをご覧ください。市川市少年補導員の任期満了にともない、市川市少年センター設置条例第9条及び同施行規則第4条の規定に基づき、第1号委員PTA会員54名及び第4号委員民間有識者106名、合計160名を少年補導員として委嘱したいので、委員会の議決を求めるものでございます。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、議案第19号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして「報告」に入ります。報告第12号「平成30年度市川市一般会計補正予算（第1号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。報告第12号、「平成30年度市川市一般会計補正予算（第1号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告」について、ご説明いたします。議案の24ページをお願いいたします。「平成30年度市川市一般会計補正予算（第1号）」のうち、教育費に係る予算につきましては、6月市議会定例会に議案を提出する前に、市長に教育委員会の意見を申し出る必要がございますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本補正予算の内容には異議ないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。はじめに、「1. 歳入歳出予算補正」の「歳入」について、説明いたします。（第13款）国庫支出金、（第2項）国庫補助金、（第6目）教育費国庫補助金、（第5節）社会教育費国庫補助金です。これは、新たな放課後保育クラブ開所に向け、余裕教室等の施設修繕のほか備品購入にかかる費用について、本補正予算にて増額要求することに伴い、財源となる国庫補助金「子ども・子育て支援交付金」についても、1,000万円の増額要求をするものです。また、（第14款）県支出金、（第2項）県補助金、（第7目）教育費県補助金、（第4節）社会教育費県補助金につきましても、同様の理由により、1,000万円の増額要求をするものです。以上のことから、歳入につきましては、合計で、2,000万円の増額補正を要求するものであり、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳入全体の合計額は、

33億1,807万2,000円となります。続きまして「歳出」となります。(第1項)教育総務費及び(第2項)小学校費につきましては、就学援助に係る新入学児童生徒援助費、いわゆる入学準備金を小学校に入学する年度の開始前に支給するため、それらに係る経費を計上するものです。まず、(第1項)教育総務費、(第2目)事務局費、(第11節)需用費では、小学校入学を控えている保護者に対する周知のため、ポスターやチラシ代として2万6,000円を、(第12節)役務費では、通知文書の送付にかかる郵便料として4万円を、(第13節)委託料では、現在使用している「就学援助管理システム」は、小学校入学予定者である学齢前児童を対象者として追加するため、システム改修に必要な経費として152万2,000円を、それぞれ増額要求するものです。また、(第2項)小学校費、(第2目)教育振興費、(第20節)扶助費につきましては、3月に支給予定の入学準備金として、一人当たりの単価4万600円に支給対象者156名分を乗じた633万4000円を増額要求するものです。続きまして、(第6項)社会教育費、(第8目)青少年育成費、(第11節)需用費です。こちらは、歳入で説明いたしましたとおり、放課後保育クラブを増設するための余裕教室などの施設修繕料として、2,400万円を増額要求するものです。また、(第18節)備品購入費につきましても、施設修繕料と同様に、放課後保育クラブの増設に伴って必要となる机・椅子・ロッカー・エアコンなどの購入費として、600万円を増額要求するものです。なお、今回、放課後保育クラブを増設いたしますのは、待機児童が発生している小学校のうち、余裕教室等の放課後保育クラブへの転用に関し、学校との協議が整いました真間小学校、富貴島小学校、北方小学校、塩焼小学校の4校になります。以上、歳出につきましては、合計で、3,792万2,000円を増額要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費の合計額は、134億6,492万2,000円となります。説明は以上でございます。なお、質疑については、各担当課長が答弁いたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第12号を終了いたします。次に、報告第13号「市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○青少年育成課長

はい、青少年育成課長です。報告第13号「市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」ご説明させていただきます。資料は、議事日程の25ページから29ページになります。条例の改正にあたり、市長からの意見聴取に対し、教育委員会の意見を申し出る必要がございますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本条例案の内容には異議がないものとして、

教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。恐れ入りますが、29ページをご覧ください。本条例案につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえた改正となります。改正の内容は、放課後児童支援員となることができる者の範囲を拡大するもので、平成31年4月から開設が可能となる専門職大学において、放課後児童支援員の資格対象となる学科の前期課程を修了した者を加えること、また、5年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、市長が適当と認めたものを加えるほか、所要の改正を行うものです。施行期日につきましては、公布の日とするものですが、第11条第3項第5号の専門職大学に関する改正規定につきましては、国の施行期日が平成31年4月1日であることから、同日を施行期日とするものであります。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、報告第13号を終了いたします。続きまして、「その他」に入ります。「(1)平成30年度における教科書展示会について」を説明してください。

○学校教育部次長

はい、学校教育部次長です。「平成30年度における教科書展示会について」ご説明いたします。お手元の資料の30ページをご覧ください。平成30年度の教科書展示会は、現在使用している小・中学校の教科書、及び平成31年度使用の中学校「道徳」の教科書と、特別支援学校および特別支援学級の教科書見本を展示する予定となっております。展示会の期間と場所は、資料にお示ししたとおりでございます。以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。次に、「(2)平成30年度市川市奨学生応募・決定の状況について」を説明してください。

○就学支援課長

はい、就学支援課長です。「その他(2)平成30年度市川市奨学生応募・決定の状況」について、ご説明いたします。議事日程の31ページをご覧ください。平成30年度市川市奨学生選考委員会を5月23日に開催し、奨学生の選考について答申を受けましたのでご報告いたします。はじめに、奨学資金制度の概要について説明させていただきます。本制度の目的は、経済的な理由等により高等学校又は高等専門学校の修学が困難な方に対し、本制度を設けることにより、教育の機会均等を図るもので、奨学生は奨学生選考委員会の選考を経て決定されております。今年度の応募状況ですが、表の応募者数をご覧ください。国公立78人、私立50人、合計128人で、昨年度より25人少ない応募でした。奨学生の人数は、市川市奨学資金条例で「予算の範囲内で定める」としてあります。毎年、奨学生選考委員会において、学力や家計の状況等を総

合的にご審議いただき、予算の範囲内で選考していただいているところですが、今年度は申請者数が減少したことにより、仮に基準を満たした方、全員を奨学生としても予算の範囲内に収まることとなりました。選考委員会におきましては、例年どおり、学力や家計の状況等を総合的にご審議いただいた結果、基準を満たした118人、全員の選考について答申を受けました。このことから、予算額1,861万2千円に対して、今年度の支給額は1,591万2千円の予定となります。また、残念ながら成績要件や、家計の基準を満たさなかったため、10人が不支給決定となっております。この方々へは、修学をあきらめることのないよう、通知とともに他の制度の案内を同封し、情報提供をしております。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。続きまして、「報告」に入ります。報告第14号「平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任に関する臨時代理の報告について」を議題といたします。

○教育長

これより、報告第14号に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により指定する方以外は、退席をお願いします。教育次長、各部部長・次長、指導課長、教育総務課長以外の方は退席してください。これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席、傍聴人無し】

○平田史郎委員

議事を再開いたします。それでは、報告第14号「平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○学校教育部次長

はい、学校教育部次長です。報告第14号「平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。5月の教育委員会で、未選任でありました市川市PTA連絡協議会会長が、平成30年5月17日に同会総会で承認されましたので、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、別紙のとおり選任したことをご報告いたします。これは、平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会の第1回が、6月1日に迫っており、教育委員会の会議を開催する時間的余裕がなかったため、教育長の臨時代理とさせていただいたものです。以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第14号を終了いたします。それでは、指導課からの申し出がございましたので非公開議案を回収いたします。それでは、教育長お願いいたします。

す。

○教育長

それでは、退席しておりました職員を入室させますので、しばらくお待ちください。

【職員再入室】

○教育長

これをもちまして、平成30年6月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時31分閉会)